

ご使用開始、または休止に伴う料金の計算方法について

水道のご使用を開始または休止されたときは、料金については下記のような計算となります。

料金算定期間 (※1)	計算の方法
15日以下	基本料金を1/2にして1ヶ月計算 (※2)
16日～29日	1ヶ月料金で計算
30日	1ヶ月料金で計算
31日～45日	使用量を30日と残りの日数に按分する。(使用量×30日÷料金算定期間の日数) (使用量が割り切れない場合は、その端数1㎡を残りの日数に加える。) ・30日の使用量..... 1ヶ月料金で計算 ・残りの日数の使用量..... 基本料金を1/2にして1ヶ月計算 (※2)
46日～59日	使用量を30日と残りの日数に按分する。(使用量×30日÷料金算定期間の日数) (使用量が割り切れない場合は、その端数1㎡を残りの日数に加える。) ・30日の使用量..... 1ヶ月料金で計算 ・残りの日数の使用量..... 1ヶ月料金で計算
60日	2ヶ月料金で計算
61日以上	① 1ヶ月換算量を求める。 $1\text{ヶ月換算量} = \text{使用量} \times 30\text{日} \div \text{料金算定期間の日数}$ (小数第4位以下切捨) ② 1ヶ月換算量から、1ヶ月換算料金を求める。 $1\text{ヶ月換算料金} = 1\text{ヶ月料金で計算}$ (小数第3位以下切捨) ③ 1ヶ月換算料金から、料金算定期間の日数の料金を求める。 $\text{料金} = 1\text{ヶ月換算料金} \times \text{料金算定期間の日数} \div 30\text{日}$

(※1) 料金算定期間は、その始期が開栓日の場合は、開栓日から次回定期検針日までの日数とし、休止時の料金算定期間の始期が前回定期検針日の場合は、前回定期検針日の翌日から休止日までの日数となります。

(※2) 水道のご使用を開始または休止された時などで、料金算定期間が15日以下の場合は、1ヶ月の基本料金が半額となります。

■計算例 (料金算定期間が15日以下の場合)

[家庭用、隔月検針、使用量5㎡、検針期間10/11～10/21(開栓～定期検針) 11日間の場合]

①給水使用料金	=	5㎡ ×	22円 +	1,000円
	=	1,110円	(速算式(家庭用、1ヶ月分)による)	
基本料金が1/2となるので		1,110円 -	1,000円 ×	1/2
	=	610円		
②消費税等相当額	=	610円 ×	0.1	
	=	61円	(1円未満切捨)	
① + ②	=	<u>671円</u>		

■計算例（料金算定期間が16日以上29日以下の場合）

〔家庭用，隔月検針，使用量5m³，検針期間10/10～11/1（開栓～定期検針） 23日間の場合〕

①給水使用料金	=	5m ³ ×	22円 +	1,000円
	=	1,110円	（速算式（家庭用、1ヶ月分）による）	
②消費税等相当額	=	1,110円 ×	0.1	
	=	111円	（1円未満切捨）	
① + ②	=	<u>1,221円</u>		

■計算例（料金算定期間が31日以上45日以下の場合）

〔家庭用，隔月検針，使用量29m³，検針期間10/2～11/7（定期検針～休止） 36日間の場合〕

①給水使用料金				
ア) 30日分の使用量	=	29m ³ ×	(30日 ÷	36日)
	=	24m ³	(1m ³ 未満切捨)	
24m ³ で1ヶ月の給水使用料金	=	24m ³ ×	113円 +	10円
	=	2,722円	（速算式（家庭用、1ヶ月分）による）	
イ) 残りの日数(6日間)の使用量	=	29m ³ -	24m ³	
	=	5m ³		
5m ³ で6日間の給水使用料金	=	5m ³ ×	22円 +	1,000円
	=	1,110円	（速算式（家庭用、1ヶ月分）による）	
基本料金が1/2となるので		1,110円 -	1,000円 ×	1/2
	=	610円		
ア) + イ)	=	2,722円 +	610円	
	=	3,332円		
②消費税等相当額	=	3,332円 ×	0.1	
	=	333円	（1円未満切捨）	
① + ②	=	<u>3,665円</u>		

■計算例（料金算定期間が46日以上59日以下の場合）

〔家庭用，隔月検針，使用量29m³，検針期間10/2～11/17（定期検針～休止） 46日間の場合〕

①給水使用料金				
ア) 30日分の使用量	=	29m ³ ×	(30日 ÷	46日)
	=	18m ³	(1m ³ 未満切捨)	
18m ³ で1ヶ月の給水使用料金	=	18m ³ ×	105円 +	170円
	=	2,060円	（速算式（家庭用、1ヶ月分）による）	
イ) 残りの日数(16日間)の使用量	=	29m ³ -	18m ³	
	=	11m ³		
11m ³ で16日間の給水使用料金	=	11m ³ ×	105円 +	170円
	=	1,325円	（速算式（家庭用、1ヶ月分）による）	
ア) + イ)	=	2,060円 +	1,325円	
	=	3,385円		
②消費税等相当額	=	3,385円 ×	0.1	
	=	338円	（1円未満切捨）	
① + ②	=	<u>3,723円</u>		

■計算例（料金算定期間が61日以上の場合）

〔家庭用，隔月検針，使用量79m³，検針期間10/9～12/12（開栓～定期検針） 65日間の場合〕

①給水使用料金

$$\begin{aligned}
 \text{ア) 1ヶ月換算使用量} &= \text{使用量} \times 30 \text{日} \div \text{料金算定期間の日数} \\
 &= 79 \text{m}^3 \times 30 \text{日} \div 65 \text{日} \\
 &= 36.461538 \text{m}^3 \\
 &\rightarrow 36.461 \text{m}^3 \text{ (小数第4位以下切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{イ) 1ヶ月換算料金} &= 36.461 \text{m}^3 \times 140 \text{円} = 800 \text{円} \\
 &= 4,304.54 \text{円} \text{ (速算式 (家庭用、1ヶ月分) による)} \\
 &\rightarrow 4,304.54 \text{円} \text{ (小数第3位以下切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{ウ) 給水使用料金} &= \text{1ヶ月換算料金} \times \text{料金算定期間の日数} \div 30 \text{日} \\
 &= 4,304.54 \text{円} \times 65 \text{日} \div 30 \text{日} \\
 &= 9326.50333 \dots \text{円} \\
 &\rightarrow 9,326 \text{円} \text{ (1円未満切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②消費税等相当額} &= 9,326 \text{円} \times 0.1 \\
 &= 932 \text{円} \text{ (1円未満切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\text{①} + \text{②} = \underline{\underline{10,258 \text{円}}}$$